

■議案第20号 四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について

【要旨】

クラインガルテン四万十は、都市住民や町民に「農」を体験する場を提供することにより、農業に対する理解と関心を深めてもらうとともに、農園利用者と地域との継続的・長期的な交流を通じて、移住や新規就農への移行促進、本町のPR推進などにつなげる拠点施設として平成21年度に滞在型15棟、日帰り型16区画整備しました。また、平成24年度には滞在型7棟を増棟し、計画していた滞在型施設（22棟）の整備を完了し、営農支援センター四万十株式会社が指定管理者として、施設の管理・運営を行っています。

地元イベント等において、利用者同士が積極的に交流し、また、田舎暮らしを体験いただく中で、昨年度までに6組12名の方が四万十町に移住しており、地域の活性化につながっています。

しかし、開園から6年を経過する中、高速道路の料金改定（無料化の廃止）や利用ニーズの変化等に伴い、利用者が激減（昨年度までは満室状態）しました。来年度は更に利用者が減少する予定であり、利用者のニーズに対応できる施設の運営を行うため、条例等の改正を行います。

【内容及び理由】

- 施設の目的をニーズの高い移住促進に重点を置き、平成29年4月から住民票を置くことも可能な施設とします。（規則において規定）
- 利用の制限に、四万十町暴力団排除条例の規定を明記します。
- 利用期間の更新について、回数で規定していたものを原則3年間までとする改正（規定を別表から本文に変更）を行います。ただし、町長が特に必要と認める場合は一定の期間延長ができるものとします。
- 日帰り型農園において、未使用区画がある場合は、3年以上利用する事ができることとします。
- 滞在型農園は、Aタイプ15棟、Bタイプ7棟があり、施設の面積等によりAタイプはBタイプより若干利用料金が安くなっていますが、AタイプはBタイプと比較して狭く、収納スペースも少ないため、空室となることが多いため、利用料金を342,860円から270,000円に引き下げ、Aタイプの利用促進を図ります。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(設置) 第1条 豊かな自然や良好な農村環境などの地域資源の活用による地域住民と都市住民との交流の拡大及び農村生活を通じた移住や新規就農への移行促進並びにこの地域の活性化を図ることを目的に、四万十町滞在型市民農園（以下「市民農園」という。）を設置する。 (施設及び用途) 第3条 市民農園に、次の施設を置く。 (1) 滞在型農園 都市住民等で農業者以外の者が滞在して野菜、<u>花き等</u>を栽培する施設 (2) 日帰り型農園 町民及び都市住民等で農業者以外の者が日帰りで野菜、<u>花き等</u>を栽培する施設 (3) (略) (業務) 第5条 市民農園は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) (略) (2) 市民農園利用者への<u>栽培指導</u>に関すること。 (3)～(6) (略) (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) (略)	(設置) 第1条 豊かな自然や良好な農村環境などの地域資源を活用し、都市住民等に農作業を体験する場を提供することにより、都市住民等の農業に対する理解と関心を深めるとともに、都市住民等と地域住民との交流を促進することにより、<u>移住や新規就農への移行促進及び地域の活性化</u>を図ることを目的に、四万十町滞在型市民農園（以下「市民農園」という。）を設置する。 (施設及び用途) 第3条 市民農園に、次の施設を置く。 (1) 滞在型農園 都市住民等で農業者以外の者が滞在して野菜、<u>花卉等</u>を栽培する施設 (2) 日帰り型農園 町民及び都市住民等で農業者以外の者が日帰りで野菜、<u>花卉等</u>を栽培する施設 (3) (略) (業務) 第5条 市民農園は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) (略) (2) 市民農園利用者への<u>営農指導</u>に関すること。 (3)～(6) (略) (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
(4) 市民農園及び<u>附属設備の維持管理</u>に関する業務 (5) (略) (利用期間) 第7条 市民農園を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、<u>原則</u>4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、利用期間の途中から利用する場合にあっては、当該利用期間の<u>残余期間内</u>とする。 2 利用期間は、<u>3年間の範囲内でこれを更新することができる。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、一定期間の延長ができるものとする。</u> 3 <u>日帰り型農園においては、未使用区画がある場合は、前項の規定にかかわらず利用することができる。</u> (利用の制限) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民農園の利用を許可しない。 (1)～(3) (略) (4) <u>四万十町暴力団排除条例(平成22年条例第20号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。</u> (5) <u>町長が別に定める要件を満たしていないとき。</u> (6) <u>その他指定管理者が不適当と認めるとき。</u> (利用料金) 第11条 指定管理者は、<u>別表に掲げる額</u>に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定	(4) 市民農園及び設備の維持管理に関する業務 (5) (略) (利用期間) 第7条 市民農園を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、利用期間の途中から利用する場合にあっては、当該利用期間の残余期間とする。 2 利用期間は、<u>別表第1に掲げる範囲内でこれを更新することができる。</u> (利用の制限) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民農園の利用を許可しない。 (1)～(3) (略) (4) <u>町長が別に定める要件を満たしていないとき。</u> (5) <u>その他指定管理者が不適当と認めるとき。</u> (利用料金) 第11条 指定管理者は、<u>別表第2に掲げる額</u>に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に

改正後	改正前																														
する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）第72 条の83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 2～4 （略） （委任） 第17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 別表（第11 条関係） 利用料金 <table><tr><th>施設の名 称</th><th>利用単位</th><th>利用料金（年額）</th></tr><tr><td rowspan="3">滞在型農園</td><td>1 区画</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>Aタイプ (1 号～15 号)</td></tr><tr><td>Bタイプ (16 号～22 号)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	施設の名 称	利用単位	利用料金（年額）	滞在型農園	1 区画		Aタイプ (1 号～15 号)	Bタイプ (16 号～22 号)	(略)			規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）第72 条の83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 2～4 （略） （委任） 第17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。 別表第1（第7 条関係） <table><tr><th>利用開始年度</th><th>更新回数</th></tr><tr><td>平成 22 年度及び平成 23 年度</td><td>4 回</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>3 回</td></tr><tr><td>平成 25 年度以降</td><td>2 回</td></tr></table> 別表第2（第11 条関係） 利用料金 <table><tr><th>施設の名 称</th><th>利用単位</th><th>利用料金（年額）</th></tr><tr><td rowspan="3">滞在型農園</td><td>1 区画</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>Aタイプ (No.1 ～15)</td></tr><tr><td>Bタイプ (No.16～22)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	利用開始年度	更新回数	平成 22 年度及び平成 23 年度	4 回	平成 24 年度	3 回	平成 25 年度以降	2 回	施設の名 称	利用単位	利用料金（年額）	滞在型農園	1 区画		Aタイプ (No.1 ～15)	Bタイプ (No.16～22)	(略)		
施設の名 称	利用単位	利用料金（年額）																													
滞在型農園	1 区画																														
	Aタイプ (1 号～15 号)																														
	Bタイプ (16 号～22 号)																														
(略)																															
利用開始年度	更新回数																														
平成 22 年度及び平成 23 年度	4 回																														
平成 24 年度	3 回																														
平成 25 年度以降	2 回																														
施設の名 称	利用単位	利用料金（年額）																													
滞在型農園	1 区画																														
	Aタイプ (No.1 ～15)																														
	Bタイプ (No.16～22)																														
(略)																															

附 則（平成29年3月 日条例第 号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。